

市政情報

講座・教室・イベント

募集・求人

健康

高齢者・福祉

ウォーキング

子育て

図書館

相談

市民情報
(伝言板・文書)

※納期限が土・日曜日又は祝日の場合は、その翌日が納期限です。

☎ 21-1409
☎ 23-2238

納期限	市・県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税
4月末日			全期	
5月末日		第1期		
6月末日	第1期			第1期
7月末日		第2期		第2期
8月末日	第2期			第3期
9月末日				第4期
10月末日	第3期			第5期
11月末日				第6期
12月25日		第3期		第7期
1月末日	第4期			第8期
2月末日		第4期		
3月末日				

また、このような滞納整理には、多額の費用がかかり、この費用も貴重な税金から支出されることとなります。市民の皆さんの暮らしを支える大切な税金を有効に活用できるように、市税等の納期内納付にご協力ください。

市税等納期限一覧表

がんばる企業応援条例に基づく奨励金制度

令和3年4月、条例の有効期限を延長するとともに支援対象を追加しました。工場、流通業務施設、研究施設、本社機能を有する事業所に加えて、新たに東松山市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内における誘導施設を支援対象とし、条例の有効期限を令和7年度末まで5年間延長しました。

場・問課課 市民税グループ
☎ 21-1438 ☎ 23-2238

市民税・県民税の税務証明書の発行

区分	発行可能日
特別徴収(給与差し引き)のみの人	5月18日(火)から
特別徴収以外(個人納付・公的年金差し引き等)の人	6月10日(木)から

は、東松山市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内において、誘導施設である事業所を新設するものであること。

- ・事業内容が、都市計画法及び関係法令に適合すること。
- ・事業の用に供するための投下固定資産額(土地、家屋及び償却資産の取得合計額)が4,000万円以上であること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・産業の振興に寄与するものであること。
- ・市長が認めるものであること。

対象期間

操作開始日又は設備設置日の属する年度	交付対象期間
令和3年度～令和7年度	2年以内

5月31日は自動車税(種別割)の納期限

スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、PayB)による納付が可能になりました。また、Webサイト「Yahoo! 公金支払い」を利用したクレジットカード納付やインターネットバンキングなどを利用したペイジー納付、金融機関やコンビニでも納付できます。

※自動車税全般に関する、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。※自動車税収入額の一部は「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用しています。

自動車税(種別割) 自動車税コールセンター
☎ 0570-012-229
彩の国みどりの基金 県みどり自然課 ☎ 048-830-3140

男女共同参画情報 ミニほっとらいん

それ、DVかもしれません～様々な種類のDV～

令和元年度に実施した「東松山市男女共同参画に関するアンケート」の調査結果では、夫婦(事実婚や別居も含む)や恋人から平手で叩かれたり、足で蹴られたりしたことはどんな場合でも暴力に当たると答えた人は84.7%でした。しかし、何を言っても長時間無視をされ続けたことはどんな場合でも暴力に当たると答えた人は46.3%でした。身体的な危害が及ばない行為は暴力であるという認識が低いことが調査結果から分かっています。

DVには、身体的な暴力以外にも、精神的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力など、様々な種類があります。また、暴力を受けるのは女性だけではなく、男性である場合もあります。交際相手からの暴力のことを、デートDVといい、被害者の年齢も様々です。

被害者の中には、自分が悪いからと自身を責め、誰にも相談せず一人で抱え込んでしまう人もいます。まずは、相談をしてみませんか? 問題解決のために、一緒に考えましょう。

市配偶者暴力相談支援センター(人権市民相談課内)

☎81-5702(平日 午前8時30分～午後5時15分)

※年末年始を除く

問 人権市民相談課 ☎21-1416 ☎23-2236

マイナンバーカードの申請について

市では、マイナンバーカードの取得推進を積極的に行っており、令和2年度は前年度比6倍となる約17,000件のマイナンバーカードの申請がありました。

令和3年度もマイナンバーカード取得推進の取組みの一環として、引き続き市民課窓口及び各市民活動センターで申請受付を行います。また、新たな取組みとして市内商業施設においても出張申請受付を実施していきます。マイナンバーカードの申請を希望される人は、ぜひご利用ください。

申請受付は事前予約制ですので、希望日前日までに市民課までご連絡ください。

※マイナンバーカードの申請書をお持ちの人は、郵送やスマートフォン等からオンライン申請することもできます。

問 市民課 ☎21-1402 ☎23-2234

住民票等の取得についての各種サービス

□お住まいの近くで取得したい場合

取得できる書類 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本、戸籍の附票の写し、年金等の現況証明

取得できる施設 各市民活動センター

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)

□平日の開庁時間に行くことができない場合

電話予約又は市HPの電子申請サービスが利用できます。電話又は電子申請で予約すると、市役所の夜間休日受付窓口で受け取ることができます。なお、電話での口述に支障のある人や聴覚に障害のある人はFAXで予約することもできます。

取得できる書類 住民票の写し、印鑑登録証明書

対 市内に住民登録している本人又は住民票が同一世帯の人

交付日及び受付・交付時間

交付日	受付時間	交付時間(要予約)
月～金曜日	午前8時30分～午後4時45分	午後5時15分～午後9時
日曜日	午前8時30分～正午	午後0時30分～午後5時15分
土曜日、祝日、年末年始		午前8時30分～午後5時15分

※日曜日の午前8時30分～午後0時30分は、市民課窓口で交付します。

■共通事項

持 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)、印鑑登録証(印鑑登録証明書を請求する場合)、手数料

□市役所や市民活動センターに行くことができない場合

郵便で請求ができます。文書(封書に限る)で市民課に住民票等を請求した人に郵送します。ただし、郵送料は請求された人の負担となります。

文書に不備があると交付できませんので、請求する際は事前に市民課までお問い合わせください。

問 市民課 ☎21-1402 ☎23-2234